



草加市監査委員告示第5号

監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果に関する報告を同条第9項及び第10項並びに草加市監査基準（令和2年監査告示第4号）第17条の規定により、次のとおり公表する。

令和4年8月22日

草加市監査委員 中村幸彦

草加市監査委員 新井貞夫

令和4年度定例監査 結果報告

草加市監査基準（令和2年監査告示第4号）に準拠した定例監査を実施しましたので、次のとおり報告します。

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定例監査

2 監査対象部局

上下水道部

3 監査対象事務

令和3年度に執行された財務に関する事務とし、必要と認める場合は、令和2年度以前についても監査の対象としました。

4 監査期間

令和4年4月19日（火）から令和4年8月18日（木）まで（講評を含む。）

5 監査の着眼点

「財務事務監査の着眼点」のとおり

6 監査の実施内容

草加市監査基準第10条の規定に基づき、監査対象の事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかを、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続により実施しました。

7 監査結果

上下水道部は、浄水の供給及び公共用水域の水質保全等を目的とした下水道（汚水）の整備といった市民の日常生活に欠かすことのできない生活基盤を支える役割を担っており、上下水道部には、水道総務課、水道営業課、水道工務課、水道施設課、下水道課が置かれ、5課の体制となっています。

水道総務課においては、職員の人事、給与、服務及び福利厚生に関する事務、予算の編成及び執行管理に関する事務を担っています。

水道営業課においては、給水装置の使用の開始、中止及び再開並びに名義変更に関する事務、給水装置工事の受付、審査、承認及び検査並びに給水装置工事費の清算に関する事務を行っています。

水道工務課においては、配水管整備の企画、立案、調整及び推進のほか、配水管等の工事設計及び監督に関する事務を行っています。

水道施設課においては、配水管等の修繕に関する事務、浄配水場施設の企画、立案、調整及び推進に関する事務を行っています。

下水道課においては、公共下水道事業（汚水）の調査、企画、立案、調整及び推進に関する事務、公共下水道（汚水）の供用開始及び水洗化の普及促進に関する事務、公共下水道事業（汚水）の工事等に関する事務を行っています。

令和3年度に執行された財務に関する事務について監査を実施したところ、概ね適正に執行されていると認められました。

8 意見

上下水道は、市民生活や経済発展のため先人たちが工夫をし、その努力の成果により今日では欠かすことのできない都市基盤として大きな役割を果たしています。

一方で、昨今では少子高齢化の進行や施設の老朽化、さらに気象条件の変化や自然災害の発生により安定的な供給に関するリスクが懸念されており、このリスクに備えるため、当市における水道事業については「草加市水道事業ビジョン（経営戦略）」、下水道事業については「ストックマネジメント計画」に基づき、施設・管路の更新等を中心とした事業が進められているところです。こうした中、さらに新型コロナウイルス感染症のまん延というかつてない難局を迎えることとなり、感染防止対策に加えて、資材不足等による工事遅延に対する対応等、コロナ禍の波及的な影響による事態に見舞われながらも、的確に対処し事業継続に尽力する姿勢が感じられました。また、コロナ禍以前と変わらず安定した市民サービスを継続できたことは、市民生活の安全・安心の確保に大きく貢献したもの

と推し量られます。

今回の監査において、契約手続の一部に不備があったものの、全般的に適正な事務が実施されていることが確認できました。上下水道部は地方公営企業法が適用され、特に水道事業においては全部適用により独自の権限を持ちますが、それが故に市長部局における事務手続と異なる場面では、認識違いによる事務ミスに繋がるおそれもあるため、各課の垣根を超えた定期的な事務フローの共有徹底等を通して、より正確な事務の実施に努めてください。

今後も安定した事業運営を継続するためには設備投資における資金の確保が不可欠であり課題は山積していますが、市民の大切なライフライン、豊かな生活環境を守るため、今後も効率的かつ適正な事業運営に寄与されることを切に願います。